

介護職員初任者 研修受講料補助



介護の初任者研修受講料を補助します！

対象者

次の要件を満たした場合に、補助金を申請できます。

市内在住者

介護職員初任者研修（令和8年4月1日以降に開講したものに限る）の受講料を負担して、当該研修を受講し修了した者

研修終了後3ヶ月以内に市内の介護事業所などに介護職として就労し、継続して3ヶ月以上勤務していること（既に市内事業所で就労している場合は、研修就労後継続して3ヶ月以上勤務していること）
初任者研修の受講料について、重複して他の助成金等の交付を受けていないこと

補助金額

受講者1人あたり上限 **50,000** 円

対象経費

初任者研修の受講料（教材費含む。補講の受講料は対象外）

申請方法

研修修了日の翌日から起算して1年以内に、下記申請先へ書類を提出

提出書類

- ・ 申請書（介護職員初任者研修費等助成事業補助金交付申請書兼請求書）
- ・ 就労証明書
- ・ 初任者研修修了証の写し
- ・ 受講料等の領収書の写し

の書類は、窓口で配布中
市ホームページからもダウンロードできます

Point

みどり市で介護職員として
働く人を応援します



問い合わせ・申請先

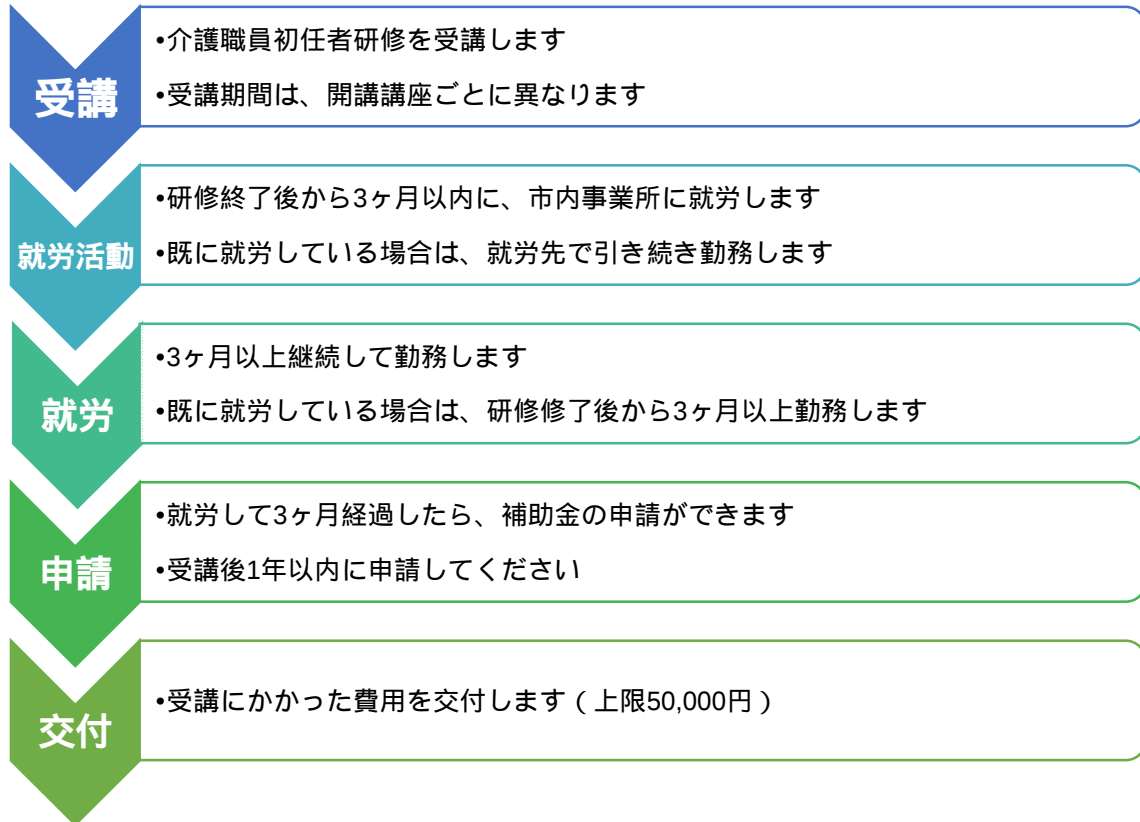
みどり市役所介護高齢課
（介護保険係）

TEL：0277-76-0974

〒376-0192

みどり市大間々町大間々1511（大間々庁舎）

利用の流れ



介護職員初任者研修とは？

介護職員や訪問介護員として働くための基本的な知識・技術を学ぶことができる研修です。

研修は、群馬県知事の指定を受けた事業者のみ実施することができます。

現在開講中の初任者研修は、群馬県のホームページから確認できます。

<https://www.pref.gunma.jp/site/kaigojinzai/2244.html>

